

公取近畿だより



令和2年11月号(第133号)

今月のトピックス

改正独占禁止法が本年12月25日に施行！

新たに導入される新制度についての説明会・研修会等への講師派遣受付中！詳細は別紙リーフレットをご覧ください。

改正法の施行に伴い導入される新制度は・・・

- ①調査協力減算制度により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減額される、
- ②新たな手続である判別手続は、事業者と弁護士との間で行われた通信の記録を、決められたルールに基づいて適切に保管しておくなど、日頃から準備をしておけば、外部の弁護士に安心して相談を行うことができ、調査協力減算制度を活用しやすくなるなど、本年12月の新制度導入前のなるべく早い時期から、各企業において準備を進めていただくことが必要になる内容となっております。

オンライン形式にも対応します！**無料**です！

課徴金が調査協力で減額される？

新制度

判別手続って？

弁護士

通信記録の保管



公正取引委員会マスコットキャラクター
どっきん

公正取引委員会の動き（報道発表）

（令和2年10月1日～令和2年10月31日）

番号	月日	発表資料名	
1	10月1日	「下請取引適正化推進月間」の実施について	取引部企業取引課
2	10月7日	福島県における重点的な広報活動の実施について	東北事務所
3	10月8日	青森公立大学における「独占禁止法教室」の開催について	東北事務所
4	10月12日	沖縄県石垣市における有識者との懇談会の開催について	沖縄総合事務局
5	10月13日	帝塚山大学における「独占禁止法教室」の開催について	近畿中国四国事務所
6	10月16日	令和2年度の北海道地区における入札談合防止に関する発注機関との連絡担当官会議等の開催について	北海道事務所
7	10月20日	香川大学における「独占禁止法教室」の開催について	四国支所
8	10月22日	長崎県立大学における「独占禁止法教室」の開催について	官房総務課
9	10月23日	和歌山大学における「独占禁止法教室」（オンライン方式）の開催について	近畿中国四国事務所
10	10月26日	入札談合等関与行為防止法等研修会の開催について	沖縄総合事務局
11	10月28日	関西学院大学における「独占禁止法教室」（オンライン方式）の開催について	近畿中国四国事務所
12	10月28日	富山県高岡市における「高校生向け独占禁止法教室」の開催について	中部事務所
13	10月28日	令和2年度上半期における消費税転嫁対策の取組状況及び今後の取組について	消費税転嫁対策調査室
14	10月29日	朝日大学における「独占禁止法教室」（オンライン方式）の開催について	中部事務所
15	10月30日	第216回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について	経済取引局総務課

★を付した報道発表以外の内容については、下記リンク先からご覧ください。

リンク先 → 10月 <https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/oct/index.html>

○ 近畿中国四国事務所からのお知らせ

1 地方有識者との懇談会の開催について

公正取引委員会では、各地域の経済界の有識者と直接意見を交換し、競争政策に対する理解を得るとともに、それぞれの地域における経済社会の実情に対する認識を深め、的確な法運用にいかしていくことを目的として、管内の各商工会議所・商工会等の経済団体との懇談会を開催しております。当該懇談会の開催についてお気軽にお問い合わせください。



【お問い合わせ先】

総務課 鈴木（スズキ）、奥居（オクイ）
電話：06-6941-2173
メール：kinkisoumu@jftc.go.jp

2 経営指導員研修の開催について

公正取引委員会は、従来から、全国の商工会議所及び商工会の皆様の御協力の下、独占禁止法相談ネットワークの整備・活用に取り組んでおり、そのための施策として、経営指導員の方々の独占禁止法や下請法に関する理解を深めていただくため、経営指導員研修会への講師派遣、相談事例集やパンフレット等の参考資料の配布等を鋭意行っているところです。

つきましては、経営指導員研修会に独占禁止法や下請法の内容を積極的に取り入れていただきますよう御協力方よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

総務課 堤（ツミ）
電話：06-6941-2174

3 独占禁止法教室の開催について

公正取引委員会では、当事務所の職員を学校の授業に講師として派遣し、市場経済の仕組みや公正かつ自由な競争の重要性等について、分かりやすく説明する「独占禁止法教室」を開催しています。お気軽にお問い合わせください。オンライン授業にも対応します。

※ 授業構成は、学校様の御要望をお伺いした上、決定いたします。

※ 独占禁止法教室は、学校様の都合に沿うよう、時期、内容及び方法等について調整・検討しますので、お気軽にご連絡ください。また、講師謝金・交通費等の経費は、一切必要ありません。

※ 教育支援のページはこちら→https://www.jftc.go.jp/houdou/kohokatsudo_2/dokkin/index.html

【お問い合わせ先】

総務課 鈴木（スズキ）、前川（マエカワ）
電話：06-6941-2173
メール：kinkisoumu@jftc.go.jp

4 移動相談会の開催について

公正取引委員会では、中小事業者のための移動相談会を開催しております。

この移動相談会は、下請事業者を始めとする中小事業者の方からの要望に応じ、当該中小事業者の方が所在する地域に当委員会の職員が出張し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法、消費税転嫁対策特別措置法について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、個別に相談受付も行うもので、令和元年度は、近畿地区において、この移動相談会を4府県7か所で開催しました。

この移動相談会は、原則3社以上の中小事業者の方からの申込みにより、当委員会の職員が御相談を承りに伺いますので、ぜひ御活用ください。

【お問い合わせ先】

●優越的地位の濫用規制・下請法関係

下請課 津田（ツダ）

電話：06-6941-2176

●消費税転嫁対策特別措置法関係

消費税転嫁対策調査室 中谷（ナカタニ）

電話：06-6941-2205

5 講習会への講師派遣について

公正取引委員会では、独占禁止法等の違反の未然防止を図るため、各種業界団体等から要請を受けて講習会等へ講師を派遣しております。

講習会等の開催を検討されている業界団体等におかれましては、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

●独占禁止法関係 総務課 堤（ツミ）

電話：06-6941-2174

●下請法関係 下請課 津田（ツダ）

電話：06-6941-2176

●消費税特別措置法関係

消費税転嫁対策調査室 中谷（ナカタニ）

電話：06-6941-2205

6 消費者セミナーの開催について

公正取引委員会では、消費者を対象として、事業者が競争を行うことによる消費者のメリットや独占禁止法の内容等について分かりやすく説明する、「消費者セミナー」を随時開催しております。

また、御希望により、過大な景品類の提供や不当な表示を規制する景品表示法につきましても、御説明させていただきます。

御興味のある方は、お気軽にお問い合わせください。**オンライン開催もご相談ください。**

【お問い合わせ先】

取引課 井上（イノウエ）、吉岡（ヨシオカ）

電話：06-6941-2175

○ 公正取引委員会の窓口

公正取引委員会は、独占禁止法、下請法及び消費税転嫁対策特別措置法を運用しています。独占禁止法は、事業者による公正で自由な競争を通じて経済が発展し、消費者利益が確保されるよう、カルテルや談合などを禁止し、自由経済社会における公正で自由な競争環境を整備するための基本ルールを定めた法律です。

また、下請法は下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、独占禁止法の特別法として制定されたものです。

消費税転嫁対策特別措置法は、消費税の転嫁拒否等の行為を禁止するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するための特別措置を定めた法律です。

公正取引委員会では、これらの法律に関する御相談を随時受け付けております。また、地方事務所では、不当な表示等を禁止する「景品表示法」（消費者庁が所管）についても御相談を受け付けております。是非、お気軽に御相談ください。

近畿地区（福井県を含む）における相談や申告等の窓口は、次のとおりです。

公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所

（所在地）〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館

（電話）06-6941-2173（総務課）

06-6941-2174（経済取引指導官）

06-6941-2175（取引課）

06-6941-2176（下請課）

06-6941-2193（第一審査課）

06-6941-2206（消費税転嫁対策調査室）



コウトリ星から地球の調査に来た宇宙人「どっさん」

① 公正取引委員会又は独占禁止法についての一般的な相談	総務課
② 流通・取引慣行、特許・ノウハウライセンス、共同研究開発等についての相談	経済取引指導官
③ 会社の株式所有・合併・分割・営業譲受の届出	経済取引指導官
④ 中小企業等協同組合法の届出	経済取引指導官
⑤ 事業者団体の活動についての相談	経済取引指導官
⑥ 優越的地位の濫用についての相談	取引課
⑦ 下請法についての相談	下請課
⑧ 下請法違反被疑事実についての申告	下請課
⑨ 独占禁止法違反被疑事実についての申告	第一審査課
⑩ 景品表示法についての相談	取引課
⑪ 景品表示法違反被疑事実についての申告	取引課
⑫ 申告の処理に係る申出	総務課
⑬ 消費税の転嫁拒否等の行為等に係る相談・違反情報の受付	消費税転嫁対策調査室
⑭ 消費税転嫁・表示カルテルの届出	消費税転嫁対策調査室

○ 公正取引委員会メールマガジン・SNS等

公正取引委員会では、公正取引委員会の活動状況に関する情報を積極的に御提供させていただくために、毎週1回、「公正取引委員会メールマガジン」を配信させていただいております。御希望の方は、公正取引委員会ホームページの「報道発表・広報活動」に設けてあります公正取引委員会メールマガジンより御登録をお願いします。<https://www.jftc.go.jp/houdou/merumaga/index.html>

公正取引委員会では、以下のソーシャルメディア（Twitter, Facebook 及び YouTube）による情報発信もしております。

Twitter

アカウント名：公正取引委員会 (@jftc)

Facebook

アカウント名：公正取引委員会 (JapanFTC)

YouTube

アカウント名：公正取引委員会チャンネル (JFTCchannel)

各企業・団体等で実務を御担当される方々にも広く近畿中国四国事務所の活動を知っていただくため、「公取近畿だより」のメールでの配信も行っています。貴下の御担当者の方々に御案内いただくとともに、メールでの配信を御希望の方は、以下のお問い合わせ先まで御連絡ください。

【お問い合わせ先】総務課 奥居（オクイ）

●電話 06-6941-2173

●メール：kinkisoumu@jftc.go.jp

改正独占禁止法施行に伴い

本年12月25日から導入される

新制度についての

講師派遣の御案内

公正取引委員会

- ✓ 公正取引委員会職員を経済団体の説明会・研修会に派遣中
- ✓ **オンライン形式にも対応**
- ✓ **無料（講師への謝金・旅費不要）**
- ✓ 所要1時間程度（応相談）

講師派遣を御希望の際は、公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページ記載の必要事項を御記入の上、

kaiseihou2020@jftc.go.jpにメール

してください。

※ 申込方法の詳細は裏面を御参照ください。



【概要】

- 令和元年6月に成立した改正独占禁止法は、**本年12月25日に施行**されることとなり、改正法の施行に伴う新制度についても同日から導入されます。
- 改正法の施行に伴い導入される新制度は、
 - ① **調査協力減算制度**により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減額される、
 - ② 新たな手続である**判別手続**は、事業者と弁護士との間で行われた通信の記録を、決められたルールに基づいて適切に保管しておくなど、**日頃から準備**をしておけば、外部の弁護士に安心して相談を行うことができ、**調査協力減算制度**を活用しやすくなるなど、**本年12月の新制度導入前のなるべく早い時期から、各企業において新制度の開始に備えて準備を進めていただくことが必要になる内容となっております。**
- 公正取引委員会からの講師派遣を御活用いただき、新制度の導入に向けた準備にお役立てください。

問い合わせ先：公正取引委員会事務局 経済取引局 総務課企画室
電話 03-3581-5485（直通）

【公正取引委員会ウェブサイトの講師派遣御案内ページについて】

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

サイトマップ 音声読み上げ・文字拡大 ENGLISH

ENHANCED BY Google

創意あふれる事業者と消費者の利益のために

公正取引委員会について 報道発表・広報活動 相談・手続窓口 独占禁止法 下請法 CPRC (競争政策研究センター)

ピックアップ

新制度（改正法）特集
(令和2年12月25日施行)

よくある質問コーナー(独占禁止法)

よくある質問コーナー(下請法)

動画で分かる公正取引委員会

トピックス

お知らせ 新型コロナウイルス感染症関連(令和2年5月13日更新)

お知らせ 改正独占禁止法が令和2年12月25日に施行されます!特集ページはこちらをクリック!

お知らせ 「下請取引適正化推進月間」の実施について

お知らせ 令和2年「下請取引適正化推進月間」キャンペーン標語の決定について

お知らせ 海外での動きを更新しました(令和2年9月30日更新)

お知らせ 消費生活対策特設ページを開設しました

お知らせ デジタルプラットフォームに関する取引実態や利用状況について、デジタル分野を中心に情報をお寄せください

こちらをクリック

新制度サイトマップ

新制度の概要について知りたい
動画を見たい
資料を見たい

課徴金制度の改正について知りたい
動画を見たい
資料を見たい

調査協力減算制度(新たな課徴金減免制度)を知りたい
動画を見たい
資料を見たい

判別手続について知りたい
動画を見たい
資料を見たい

施行前から準備すべきことを知りたい
動画を見たい
資料を見たい

新制度の関係規定等を知りたい
法律 施行金
規則 ガイドライン

公表資料を見たい
関連する公表資料

新制度の内容について問い合わせたい
よくある質問はこちら
制度ごとの窓口はこちら
講師派遣の御依頼はこちら

講師派遣の御依頼はこちら

こちらをクリック

令和元年改正独占禁止法に関する説明会・研修等への講師派遣について(御案内)

令和2年10月7日
公正取引委員会

令和元年の改正独占禁止法の施行に伴い本年12月25日から導入される新制度は、

- ①調査協力減算制度により公正取引委員会に協力した場合に課徴金が減算される。
- ②新たな手続である判別手続のための準備を日頃からしておけば、外部の弁護士に安心して相談を行うことで、効率的に社内調査を実施することができ、新たな課徴金減免制度を活用しやすくなるなど、新制度導入前のなるべく早い時期に準備を進めていただくメリットの大きい内容となっております。

公正取引委員会からの講師派遣を御活用いただき、改正法施行前の事前準備やコンプライアンス確保にお役立てください。

※ 企業における社内研修等には、通常、講師派遣を行っておりませんが、関係事業者団体等に御相談いただくか、公正取引委員会のHPに掲載されている説明用資料や動画を御活用ください。(特集ページへのリンク)

独占禁止法が改正されて、思いのほか、何が変わるの?

改正法の施行までに、何か準備するべき、何かありますか?

説明会や研修会を開催したいけど、講師がいないの……

経済団体等の会員企業向け説明会に、公取委の職員を講師として派遣しています! オンライン対応も可能です!

こちらのページに記載されている必要事項を記載の上、**kaiseihou2020@jftc.go.jp**にメールでお申し込みください。